

知事メッセージ

～未来のこどもたちへ美しい地球を
残すために～



今年は京都議定書の第一約束期間スタートの年であり、7月には地球温暖化をはじめとする環境問題を主要議題とした北海道洞爺湖サミットが開催されるなど、日常生活の中で環境を意識する機会が増えています。環境問題は身近なことから地球規模の問題までさまざまですが、美しい地球を未来のこどもたちに残すために何ができるのか、今こそ私たち一人ひとりが考え、行動を起こさなければなりません。

洞爺湖サミットでは「2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも50%の削減を達成するという目標を、国連気候変動枠組条約*（UNFCCC）のすべての締結国と共有し、採択することを求める」ことで合意されました。サミット終了後、国においては「低炭素社会づくり行動計画」を策定し、化石燃料への依存を断ち切り、低炭素社会へ大きく舵を切ろうとしています。

三重県では、総合計画「県民しあわせプラン」を推進するために昨年度策定した「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」の中で、「地球温暖化の防止」や「ごみゼロ社会の実現」などの環境対策を重点的な取組として位置づけ、積極的に取り組んでいるところです。

こうした中、県は行政機関であると同時に地域有数の大規模な事業者であることを認識し、県内市町や企業への率先垂範としてISO14001の認証を取得するとともに、グリーン購入や地球温暖化防止などの取組を進めています。

また、「みえ行政経営体系」における県政のマネジメントのベースに「環境マネジメントシステム」を位置づけ、職員一人ひとりの気づきと行動につなげる「環境マインド」を高めることにより、あらゆる行政活動の遂行過程で環境配慮を徹底し、こうした取組が特別なものではなく文化そのもの、言わば「環境文化」となって県庁に根づくようにしていきたいと考えています。

本報告書は、県庁が自ら率先して環境負荷低減に取り組んでいる状況を、県民や事業者の皆様方にお知らせすることを目的として取りまとめたものです。

編集にあたっては、本文とは別にトピックスやインタビューの欄を設け、環境に関する取組をコメントと写真によりご紹介するなど、皆様に親しみを持ってご覧いただけるよう努めました。

皆様からの率直なご意見やご感想を心よりお待ちしております。

平成20年10月

三重県知事 聖昌昭彦

*国連気候変動枠組条約：正式名称は、気候変動に関する国際連合枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change)。地球温暖化問題に対する国際的な枠組みを設定した条約で、温暖化防止条約とも呼ばれています。1997年に京都で開催された第3回締約国会議で採択されたのが京都議定書です。